

《日本郵政共済組合からのお知らせ》

組合員及び被扶養者の皆さまへ

2025(令和7)年12月2日(火)以降は
お手元の組合員証及び被扶養者証は使用できません



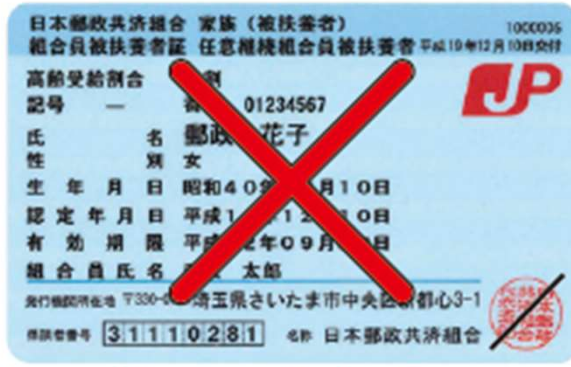
2025(令和7)年12月2日(火)以降に医療機関を受診する際は、
ご注意ください！

2025年12月1日(月)まで



使用できます

2025年12月2日(火)以降



使用できません



お手元の「マイナ保険証」又は「資格確認書」の有効期限が
切れていないか、お早目にご確認ください！

マイナ保険証等の有効期限(マイナ保険証の有効期限は2種類)

① カード本体の有効期限

発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで

② 電子証明書の有効期限

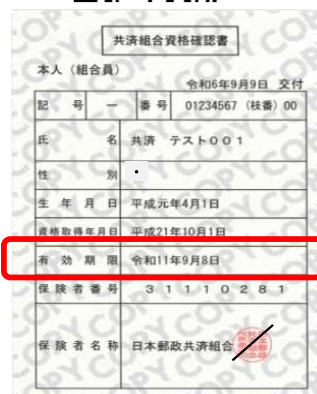
発行日から5回目の誕生日まで

※ いずれも有効期限の2～3か月前を目途に自治体から通知書が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新できます。

③ 資格確認書の有効期限

資格確認書(表面)の「有効期限」欄に印字された日まで

「マイナ保険証有効期限」ページ



「資格確認書」を紛失等されている方は、
お早めに再交付の手続きをお願いします。

12月前後はお手続きが集中しているため、発行までお時間をいただく
場合があります。

「資格確認書の交付」ページ



地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト(外部リンク)」



マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp>

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

おかけ間違いのないようご注意ください

無料

平日 9:30 ~ 20:00

土・日・祝 9:30 ~ 17:30 (年末年始を除く)

紛失・盗難などによるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付！